



## 新型コロナウイルスの感染対策を！

新型コロナウイルスの新規感染者数が急速に増加しています。外出する際には、今一度自身の体調を確認し、発熱や倦怠感、のどの違和感がある場合には、軽度であっても外出や移動を控えましょう。高齢者や基礎疾患のある方が感染すれば重症化リスクも高まります。引き続き、『マスクの着用』や『手洗い』、『3密（密接・密集・密閉）回避』、『換気』など基本的な感染対策を徹底しましょう。しかし夏場においては熱中症のリスクがあります。屋外での運動や通勤時に、人との距離（2m以上）が確保できて、会話をほとんど行わない場合にはマスクの着用は必要ないとされています。こまめに水分補給して体調の変化に注意しましょう。

## 歩行者横断妨害について

横断歩道は歩行者優先であり、横断歩行者妨害は道路交通法違反となります。ドライバーは、信号機のない横断歩道を横断中または横断しようとしている歩行者を認めたときは、必ず横断歩道の手前で一時停止し、歩行者に進路を譲ってください。見通しの悪い道路での横断歩道に接近する場合の減速、側方通過前の一時停止、横断歩道手前での追抜き禁止を徹底し交通ルールを守った正しい運転を心掛けましょう。

- 罰則・・・3月以下の懲役または5万円以下の罰金、過失 10万円以下の罰金
- 違反点・・・2点（横断歩行者等妨害等）
- 反則金・・・大型車 12,000円、普通車 9,000円、二輪車 7,000円、原付車 6,000円

停車しても横断歩道上の歩行者から車両が先に行くようジェスチャーされる事もあるかと思われそうですが、その場合でも歩行者妨害で違反になります。具体的にもう少し詳細を伝えらると状況によっては運転手だけでなく歩行者にも事情聴取するようです。白バイによる取り締まりなら運転手だけ、パトカーによる取り締まりで警官が2人以上いれば歩行者にも事情を訊くとのこと。この時、歩行者が「渡ろうとしていたけど車が先に行った・先に行ってもらった」と説明した場合には歩行者妨害したと判断されるようです。横断歩道手前で待っていた歩行者が「渡ろうとしていた」と言えばこれも同じ。ちなみに横断歩道を渡っている歩行者の後ろを通過した場合は歩行者妨害にはなりません（進むことを妨げていないから）が、その歩行者が何かしらの理由で方向転換したり転倒して自動車とぶつかった場合には運転手の過失になります。

## フツー口上棟式

2022年7月29日（金）に、障害者自立支援事業所「フツー口」の新施設の上棟式を行いました。雨が続く日が続きましたが、快晴に恵まれて、とても良い式となりました。建物の完成は10月を予定しています。



### 伸栄総合サービスのその他の事業

053-472-6099 伸栄総合サービス（派遣会社）

053-476-5955 しんえい保育園（保育事業）

053-472-6070 シンセロ有限会社（東京海上日動火災保険代理店）

053-488-7007 障害者自立支援事業所フツー口